

【別紙】

「秋田竿燈まつり」におけるドローンの使用禁止について

航空法（昭和27年法律第231号）では、ドローン（無人航空機）を住宅密集地や空港周辺で許可なく飛ばすことを禁止しています。

秋田竿燈まつりにおいても関係機関と協議の上、ドローンの使用を次の区域で禁止することとしております。

【使用禁止区域】

- ・ 竿燈大通り
- ・ エリアなかいち
- ・ 各イベント会場
（屋台村市役所会場、中央会場、ご当地グルメフェスティバル）
- ・ 交通規制を行っている場所